

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、一般国道303号揖斐郡揖斐川町西横山地内において、山側法面からの土砂流出により、土砂が道路の全幅員に堆積し、早急に土砂の除去を行う応急本工事である。      本路線は、岐阜市と福井市を結ぶ、広域幹線道路で、揖斐川町坂内地区（川上、広瀬、坂本）と同町東横山地区を結ぶ生活道路でもある。     迂回路があるものの、急峻ですれ違いが困難であり、坂内地区（川上、広瀬、坂本）の安全な交通の確保を早急に図るために応急本工事を実施したい。      以上のことから、緊急性を要する工事であるため、他の入札方式を履行する時間的な余裕はない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>揖斐土木事務所と（一社）揖斐建設業協会とで締結されている災害時応援協定に基づく応援要請に対して、揖斐建設業協会から指定された業者であること、および緊急工事に必要な技術、作業能力を備え、現場近くに所在し、現場状況に精通している業者であることから、（株）西建産業を選定することにした。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。